

令和3年第3回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和3年9月8日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 8 号	令和2年度四万十町一般会計継続費精算報告について	1
報告第 9 号	健全化判断比率の報告について	2
報告第 1 0 号	資金不足比率の報告について	2
議案第 8 7 号	消防ポンプ自動車の売買契約の締結について	4
議案第 8 8 号	四万十町過疎地域持続的発展計画の策定について	6
議案第 8 9 号	四万十町税条例の一部を改正する条例について	9
議案第 9 0 号	令和3年度四万十町一般会計補正予算(第2号)	別冊
議案第 9 1 号	令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 9 2 号	令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 9 3 号	令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 9 4 号	令和3年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 9 5 号	令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 9 6 号	令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 9 7 号	令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 9 8 号	令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第 9 9 号	令和3年度四万十町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第 1 0 0 号	令和3年度四万十町水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
認定第 1 号	令和2年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について	別冊

■報告第8号 令和2年度四万十町一般会計継続費精算報告について

【要旨】

平成30年度に設定し、令和2年度に補正を行った「四万十町雨水公共下水道事業」に係る継続費について、令和2年度をもって継続年度が終了したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

【内容】

■四万十町雨水公共下水道事業（継続費の設定期間：平成30年度～令和2年度）

継続費予算計上額（年割額）及び実績額（支出済額）は下表のとおりとなり、3か年の総額は、それぞれ6億8,938万円となっています。

なお、平成30年度年割額2億3,000万円全額を当該年度内に支出が終わらなかった経費として令和元年度に逡次繰越して使用し、令和元年度年割額3億4,700万円並びに前年度逡次繰越額2億3,000万円のうち、1億1,670万円を当該年度内に支出が終わらなかった経費として、令和2年度に逡次繰越して使用しました。

単位：円

年 度	計 画 ① （ 年 割 額 ）	実 績 ② （ 支 出 済 額 ）	比 較 ①－② （年割額と支出済額の差）	備 考
平成30年度	230,000,000	0	230,000,000	翌年度へ 全額を逡次繰越
令和元年度	347,000,000	460,300,000	▲ 113,300,000	逡次繰越を含めた 差額は116,700,000
令和2年度	112,380,000	229,080,000	▲ 116,700,000	逡次繰越を含めた 差額は0
計	689,380,000	689,380,000	0	

※計画①＝逡次繰越を除く年割額、実績②＝逡次繰越を含む支出済額

【根拠法令】

地方自治法施行令（抜粋）

（継続費）

第145条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

■報告第9号 健全化判断比率の報告について

■報告第10号 資金不足比率の報告について

【要旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）により、令和3年度に算定した令和2年度決算に基づく健全化判断比率（「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4指標）及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）とは、地方公共団体における財政の健全性を示す基準の一つで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、必要に応じて早期に是正を行うことにより、地方公共団体の財政破綻などを未然に防ぐことを目的としています。

なお、比率の算定にあたっては、比率の客観性及び正確性を確保する観点から、比率を議会に報告する前に監査委員の審査に付すこととされており、「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに各比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならない。」とされています。

また、各指標には財政規模などによって次のとおり基準が定められており、基準以上となった場合は計画の策定と自主的な改善努力による財政の健全化や、国等の関与による確実な再生が求められることになります。

※各指標とも、数値が低い（又は算定されない）ほど、財政状況が健全であることを示しています。

健全化判断 比 率	早期健全化 基 準	いずれかが早期健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。
	財 政 再 生 基 準	いずれかが財政再生基準以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国等の関与による確実な再生が求められます。
資 金 不 足 比 率	経営健全化 基 準	経営健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による経営健全化が求められます。

【算定結果の概要】

本町における健全化判断比率等は、いずれも基準を下回っており、現時点では適正な水準にあるといえます。

なお、算定結果の詳細については、別添の公表資料「令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率」のとおりとなっています。

注) 下表(1)(2)の早期(経営)健全化基準及び財政再生基準は、いずれも令和2年度決算に対する基準を表示しています。

(1) 健全化判断比率

指 標		四 万 十 町		早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
		2 年度決算	元年度決算		
健 全 化 判 断 比 率	① 実質赤字比率	— (▲ 4.40) %	— (▲ 5.57) %	13.53 %	20.00 %
	② 連結実質赤字比率	— (▲10.23) %	— (▲10.73) %	18.53 %	30.00 %
	③ 実質公債費比率	6.0 %	7.2 %	25.0 %	35.0 %
	④ 将来負担比率	— (▲84.6) %	— (▲ 57.2) %	350.0 %	

※1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は赤字がないため、また「④将来負担比率」については実質的な将来負担額がないため、いずれも「—」で表示しています。

※2 参考として、黒字比率等を下段 () 書きに▲で表示しています。

(2) 資金不足比率

指 標	公 営 企 業 会 計 名	四 万 十 町		経営健全化 基 準
		2 年度決算	元年度決算	
⑤ 資 金 不 足 比 率	水 道 事 業 会 計	— %	— %	20.00 %
	簡易水道事業特別会計		— %	
	下水道事業特別会計	— %	— %	
	農業集落排水事業特別会計	— %	— %	

※3 資金不足額がないため「—」で表示しています。

■議案第87号 消防ポンプ自動車の売買契約の締結について

【要旨】

高幡消防組合四万十消防団は、本部と18分団で組織され、火災・災害時の出動や訓練、火災予防運動などの活動を行っています。

各分団には、それぞれ消防車両を配備し、計画的に更新整備することとしており、本年においては、昭和分団の消防ポンプ自動車が平成8年12月の初度登録から25年が経過するため更新を行います。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和3年度 四万十消防団 消防ポンプ自動車整備事業	
契 約 金 額	25,960,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,360,000 円）	
契約の相手方	高知市南川添1番28号 株式会社藤島 代表取締役 藤島 正守	
納 入 場 所	四万十町 津賀 地内	
購 入 備 品	車両本体	・ダブルキャブ 4WD ディーゼルエンジン CD-1型消防ポンプ自動車
	艀装	・インデューサ付高圧二段バランスタービンポンプ ・車載型デジタル簡易無線機 ・赤色警光灯、拡声器付電子サイレン ・各種資機材取付装置
	付属品及び 取付品	・ガンタイプノズル ・防火服、防火帽、ゴム長靴、安全帯 ・管鎗、消防ホース、消火栓開閉金具等消火用資機材 ・ポータブル発電機、コードリール等

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入 札 記 録			
事 業 名	令和３年度 四万十消防団 消防ポンプ自動車整備事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和３年 ７月 １日 午後２時００分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎３階 会議室３Ａ		
予 定 価 格①	26,323,000 円	最低制限価格	円
落札決定金額②	25,960,000 円	落札率	②／①＝ 98.62%
契 約 金 額	25,960,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 2,360,000 円	
請 負 者 名	高知市南川添１－２８ (株)藤 島		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 １ 回		備 考
(有)共栄防災設備	26,125,000 円		
(株)クロイワ	26,070,000 円		
高知消防システム(株)	26,128,300 円		
サンポウ防災(有)	26,180,000 円		
(有)四国消防機材	26,070,000 円		
(株)中村防災サービス	26,092,000 円		
(株)藤 島	25,960,000 円	落	
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第88号 四万十町過疎地域持続的発展計画の策定について

【要旨】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「新過疎法」といいます。）に基づく過疎地域持続的発展計画の策定について、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、同法第8条第7項の規定による高知県への事前協議については、本年7月に協議書を提出し、異議がない旨の回答を得ています。

【過疎対策の沿革】

昭和30年代以降の高度経済成長に伴い、農山漁村地域から都市地域に向けて若者を中心として大きな人口移動が起こり、都市地域においては人口の集中による過密問題が発生する一方、農山漁村地域では住民の減少により地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎問題が発生しました。

これに対処するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、これまで4次にわたり特別措置が講じられてきました。しかし、人口減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、産業の担い手不足、身近な生活交通の不足等、依然として厳しい状況にあることから、「過疎地域の持続的発展」という新たな理念のもと、令和3年4月1日に第5次となる新過疎法が施行されました。

【新過疎法の目的】

新過疎法は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。

【計画策定にあたっての基本的な考え方】

新過疎法の施行に伴い、新たに令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする計画を策定し、過疎対策事業債を活用できる環境を整えます。

過疎対策事業債を財源とする事業は、本計画への掲載が必須となるため、町の最上位計画である第2次総合振興計画との整合性を図りつつ、新過疎法の目的に合致すると思われる事業を幅広く掲載します。

なお、本計画に掲載された事業については、毎年度、進行管理を行うとともに、社会情勢や町の財政状況等によりその都度見直しを行い、事務事業の効果的な実施に努めます。

【基本方針】

第2次四万十町総合振興計画に掲げる基本方針に基づき、まちの将来像の実現に向けた取り組みを行うとともに、人口減少の克服と地方創生の推進に係る戦略プランとして策定した第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合をとり、一体的に取り組みを推進します。

【計画内容】

1. 基本的な事項（地域の概要、持続的発展の基本方針等）
2. 分野別の課題と対策、事業計画 ※下線は今回新たに追加された内容です。
 - (1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
 - (2) 産業の振興
 - (3) 地域における情報化
 - (4) 交通施設の整備、交通手段の確保
 - (5) 生活環境の整備
 - (6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
 - (7) 医療の確保
 - (8) 教育の振興
 - (9) 集落の整備
 - (10) 地域文化の振興等
 - (11) 再生可能エネルギーの利用の推進

【記載事項として新たに追加された項目】

- (1) 持続的発展に関する目標（人口、産業振興策等）
- (2) 市町村評価の達成状況に関する事項
- (3) 産業振興促進事項（税制特例の適用等）

【過疎対策事業に係る基金】

旧過疎法に基づく過疎対策事業債（ソフト事業分）を財源に造成した基金の残高については、新過疎法に基づき策定する四万十町過疎地域持続的発展計画に定めるソフト事業の財源に充当することができることとされています。

【根拠法令】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜粋）

- 第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。
- 2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項
 - (2) 地域の持続的発展に関する目標
 - (3) 計画期間
 - (4) 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
 - ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - ハ 地域における情報化に関する事項
 - ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
 - ホ 生活環境の整備に関する事項
 - ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
 - ト 医療の確保に関する事項
 - チ 教育の振興に関する事項
 - リ 集落の整備に関する事項
 - ヌ 地域文化の振興等に関する事項
 - ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項
 - (5) 市町村計画の達成状況の評価に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項
- 3 市町村計画には、前項第4号ロに掲げる事項に関し、過疎地域の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振興、観光の振興その他の産業の振興の促進に関する事項（以下この条及び第27条において「産業振興促進事項」という。）を記載することができる。
- 4 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）
 - (2) 産業振興促進区域において振興すべき業種
 - (3) 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項
- 5 市町村計画に第2項第4号に掲げる事項を記載するに当たっては、他の市町村との連携に関する事項について記載するよう努めるものとする。
- 6 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画及び当該市町村計画を定めようとする市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならない。
- 7 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第2項第4号に掲げる事項（産業振興促進事項を含む。）については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。
- 8 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 9 主務大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。
- 10 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

■議案第89号 四万十町税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）が令和3年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関係する四万十町税条例の一部を改正するものです。

【主な条例改正内容】

1. 個人住民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し

「扶養控除」について、その対象となる「扶養親族」から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされた（令和2年度改正）ことに伴い、「個人住民税均等割・所得割の非課税限度額」についても、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取扱いと同様とします。

〔参考1〕扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し（令和2年度改正）

○30歳以上70歳未満の国外居住親族は、原則として扶養控除の適用対象外とする。

ただし、以下の者は扶養控除の適用対象とできることとする。

- (1) 留学ビザのコピーを提出した者
- (2) 障害者控除を受けている者
- (3) 送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者

〔参考2〕個人住民税均等割・所得割の非課税限度額

○低所得者層の負担を考慮し、世帯人員数（本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数）に応じて算出される所得金額が一定額以下の者は、均等割及び所得割を非課税としている。

2. セルフメディケーション税制の延長

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、対象となる医薬品の範囲に係る次の見直しを行った上で、その適用期限を5年間延長します。

- ① 所要の経過措置（5年未満の必要範囲内）を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものが除外されます。
- ② スイッチOTC医薬品と同種の効能または効果を有する要指導医薬品または一般用医薬品（スイッチOTC医薬品を除く。）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの（3薬効程度）が対象に加えられます。

【スイッチOTC(over the counter)医薬品とは】

今まで医師によって処方される医療用薬品として使用されていた薬について、薬局やドラッグストア等で店舗販売できる一般医薬品(OTC 医薬品)に転換されたものです。

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(個人の町民税の非課税の範囲) 第24条 (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数を1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 (<u>寄附金</u>税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる<u>寄附金</u>若しくは金銭(町内に主たる事業所を有する法人又は団体に対するもの及び町内に主たる目的である業務を行う事務所又は事業所を有する法人又は団体(町内に主たる事業所を有するものを除く。)に對するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) (略) (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)	(個人の町民税の非課税の範囲) 第24条 (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 (<u>寄付金</u>税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる<u>寄付金</u>若しくは金銭(町内に主たる事業所を有する法人又は団体に対するもの及び町内に主たる目的である業務を行う事務所又は事業所を有する法人又は団体(町内に主たる事業所を有するものを除く。)に對するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) (略) (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

改正後	改正前
(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (9) (略) (10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その<u>寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除く。</u>）	(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>を除く。</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>を除く。</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (9) (略) (10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その<u>寄付</u>をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

改正後	改正前
2 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者)に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2～5 (略)	2 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2～5 (略)
附 則 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。	附 則 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

改正後	改正前
2・3 (略) (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (<u>寄附金</u>税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 (略)	2・3 (略) (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (<u>寄付金</u>税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 (略)